

令和8年4月

姫路市登録業者 各位

姫路市長 清 元 秀 泰

## 登録業者としての心得について（通知）

公共事業の究極の目的は、地域経済の発展及び社会生活の向上に密接な関連を有する公共施設や都市基盤の整備が、適正かつ経済的に施工され、公共の福祉の増進に寄与することであります。

その一方で、公共事業の財源が市税等市民の負担によるものであることから、実施に当たっては、入札、契約の締結及び工事等の施工を円滑、効率的かつ適正に行うことが使命となっております。

姫路市においては、入札・契約の適正化を促進すること、また、公共工事の適正な施工及び品質の確保を目的として、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に沿って、入札契約制度の透明性・公平性・競争性の確保に取り組んでおります。また、役務提供や物品調達においても、地元企業の育成、地域経済の貢献に努めるとともに、事務・事業の実施に当たっては、市民への説明責任が果たせるよう、事業の透明性や競争性の確保に取り組んでおります。

貴社（者）におかれましても、市民の信託に応え、信頼を裏切ることがないように、社会的使命と公共事業の本旨を理解され、入札、契約の締結及び業務の実施等に当たっては、関係法令はもとより別記注意事項を遵守するとともに、各種の技能講習・安全衛生教育等を積極的に受講するなど自己研鑽に励まれ、より一層の適正化に御協力くださるようお願いいたします。

特に、諸活動に当たっては、刑法をはじめ私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や地方自治法等を遵守することのみならず、いやしくも行政官庁からの指導や社会的批判を受けることのないよう、重ねてお願いいたします。

## 1. 基本的留意事項について

- ① 業務の実施に当たっては、契約書、姫路市契約規則及び適用を受けるすべての関係法令を遵守すること。また、契約書、設計書、図面及び仕様書等に基づき、市職員等の指示及び監督に従い、適正に履行するとともに、必ず契約期間内に完了させること。
- ② 不正、不誠実な行為があった場合は、入札参加資格制限及び指名停止の措置を含め、厳正に対処するものとする。
- ③ 契約の履行に当たって、発注者の指示が法令や契約約款に違反する又は不適切であると思料されるような場合は、契約課（079-221-2238）又は公益通報制度により通報すること。
- ④ 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正・公平を害する行為を行わないこと。特に連合（談合）、贈賄その他不正な行為は絶対行わないこと。
- ⑤ 労働基準関係法令や労働社会保険関係法令を遵守し、雇用する労働者への適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を図るなど、労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めること。
- ⑥ 入札の参加に当たっては、入札の条件及び注意事項を厳守すること。
- ⑦ 入札額、積算内訳書及び入札額の算定の根拠となった詳細な積算書については、疑義が生じることのないよう十分確認した上で入札に参加すること。
- ⑧ 積算は自己積算を原則とし、積算根拠を提出できるようにしておくこと。
- ⑨ 電子入札の対象となる案件では、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定。）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行うこと。
- ⑩ 競争入札の参加資格等について（姫路市告示第408号）第14項の各号に掲げる事項について変更が生じたとき、又は営業の休止、若しくは廃止が生じたときは、速やかに届け出ること。（各種変更に関する様式は、ホームページに掲載。）
- ⑪ 関連企業の入札参加については、競争性及び公平性が損なわれ、適正な入札が阻害されるおそれがあるため、十分留意すること。
- ⑫ 建設工事の入札においては、自社における配置可能技術者及び手持ち工事数を常に把握し、主任技術者及び監理技術者の配置が可能である入札案件にのみ参加すること。
- ⑬ 指名停止期間中は、新たに本市発注工事の下請負もできないものとする。
- ⑭ 指名停止措置要件に該当する恐れがある場合には、遅滞なく報告すること。

## 2. 市契約からの暴力団及びその他の不当介入排除について

- ① 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）に基づき市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。
- ② 一定額以上の契約を締結する場合は、契約締結時までに暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
- ③ 契約の履行に当たり、暴力団員等から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに市へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- ④ 契約の履行に当たり、暴力団員等及びその他から、その意に反して金品の支払の要求を受けたときは、これを拒否すること。
- ⑤ 契約の相手方が暴力団員等であることが判明した場合は、契約を解除するものとする。
- ⑥ 登録業者が暴力団員等であることが判明した場合は、指名停止措置を行い、その情報を公表するものとする。

### 3. 建設工事について

#### (1) 施工について

- ① 工事の施工に当たっては、契約書、姫路市契約規則及び建設業法等の関係法令を遵守すること。
- ② 工事現場には、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事務を処理する者として、当該請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人を設置すること。また、工事の工程管理、品質管理、安全管理等を行うために主任技術者又は監理技術者を設置することとし、その設置に当たっては自社の適切な資格及び技術力を有する者を選任すること。
- ③ 請負者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の工事について、(一財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注、変更、完成及び訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、直ちに当該センターに登録し、当該センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出すること。
- ④ 請負者の責めに帰する事由により、工期内に工事を完成できない場合は、違約金を徴することがあるため、慎重に工程管理を行い、工期を遵守すること。
- ⑤ 工事事用資材などの運搬に当たっては、道路管理上、また、住民に迷惑を掛けないよう細心の注意を払うこと。
- ⑥ 積載重量制限を超えて工事事用資機材及び土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- ⑦ さし柵装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- ⑧ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ⑨ 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑩ 過積載車両、さし柵装着車及び不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長しないこと。
- ⑪ 元請業者(排出事業者)は廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物の処理を行う責任があることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し、自らの責任において適正に処理すること。
- ⑫ 工事の施工に当たっては、危険を防止するために必要な措置を講じるなど、安全管理を適切に行い、労働災害及び公衆災害の防止に努めること。
- ⑬ 請負者は、雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額を含んだ適切な賃金を支払うとともに、法令上の義務である社会保険等の加入を徹底し、雇用・労働条件の改善に留意するとともに、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。
- ⑭ 工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は姫路市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は姫路市産とするよう努めること。

#### (2) 下請契約について

- ① 建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を失うような行為を行わないこと。
- ② 工事の一部を下請業者に発注する場合は、できる限り市内業者から選定するよう努めること。
- ③ 請負者は、下請業者(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)(以下「取適法」という。))の対象となる取引にあっては

「中小受託事業者」、以下、本号及び第8号において同じ。) に対し必要な指導、援助を行い、取適法の対象となる取引については、協議に応じない一方的な代金決定を行わない等、同法を遵守するとともに、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、関係者の間で、請負代金や賃金の不払い、資材納入・リース・運送に係る代金の不払い等、不測の損害が生じないように十分配慮すること。

- ④ 自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を行わないこと。また、施工範囲、施工条件、技能労働者の賃金等を反映し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を含んだ適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、社会保険等への加入及び技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮を行うこと。
- ⑤ 下請施工を必要とする場合には、その建設工事の施工に関し、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況等を勘案し、優良な下請業者を選定するとともに、下請契約に際しては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容を有する契約書による契約に努めること。
- ⑥ 不必要な重層下請は、「通常必要と認められる原価」に満たない金額で下請させることとなり、適正な工事の施工が保証されないだけでなく、倒産する業者も現れ、紛争等が生じる恐れもあるため行わないこと。
- ⑦ 請負者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）対象労働者に係る共済証紙又は退職金ポイントを併せて購入し、共済証紙にあつては現物により下請業者に交付、退職金ポイントにあつては掛金を充当すること。なお、共済証紙は当該契約に係る工事に従事する建退共の対象労働者に賃金を支払った際に、その労働者を雇用した日数分を建設業退職金共済手帳に貼り、消印すること。
- ⑧ 工事の一部を下請業者に発注する場合は、暴力団員等を契約の相手方としないこと。また、下請業者から、暴力団排除に関する誓約書を提出させること。
- ⑨ 下請負人等に暴力団員等が存在することが判明した場合は、当該下請負人等との契約の解除を求め、求めに応じない場合は、市との契約を解除するものとする。

### (3) 技術者について

- ① 監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、当該請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置すること。雇用関係の確認は、監理技術者資格者証又は住民税特別徴収税額通知書等により行うものとする。
- ② 工事現場へ配置する主任技術者及び監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数のものが利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者であること。「重要な建設工事」とは、請負金額が4,500万円以上（建築一式は9,000万円以上）の工事を意味し、「専任」とは「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと」を意味する。

また、専任の主任技術者又は監理技術者は、常時継続的に当該建設工事現場に設置しなければならないものとする。ただし、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号。以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）に示す要件を満たす場合は兼務を可能とする。

- ③ 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の金額が、5,000万円（建築一式工事においては8,000万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を設置すること。監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であつて、国土交通大臣の登録を受けたものが実施する講習を受講した者とする。

- ④ 監理技術者の職務を補佐する者を専任で工事現場に配置する場合、当該工事の監理技術者は2件まで工事現場を兼務することができる。兼務が可能な工事については、入札公告等を確認すること。
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」に基づく運用とする。